

平成29年第2回(6月)定例町議会

(第3日 6月9日)

平成29年第2回(6月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年6月9日(金)午前9時30分開会

- 日程第 1 報告第 1 号 平成28年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 議案第 2 5 号 西伊豆町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 6 号 西伊豆町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 7 号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 2 8 号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 2 9 号 西伊豆町消防団分団詰所条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 3 0 号 西伊豆町観光案内所設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 3 1 号 平成29年度西伊豆町 一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 10 同意第 1 7 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 11 同意第 1 8 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 12 同意第 1 9 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 13 発議第 2 号 西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 発議第 3 号 西伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議員派遣について
- 日程第 16 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	堤	豊	君	2番	山本	洋志	君
3番	山本	智之	君	4番	芹澤	孝	君
5番	高橋	敬治	君	6番	加藤	勇	君
7番	山田	厚司	君	8番	西島	繁樹	君
9番	堤	和夫	君	10番	山本	榮	君
11番	増山	勇	君				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野	浄晋	君	副町長	椿	隆史	君
教育長	清野	裕章	君	総務課長	佐久間	明成	君
まちづくり課長	大谷	きよみ	君	窓口税務課長	真野	隆弘	君
健康福祉課長	白石	洋巳	君	産業建設課長	村松	圭吾	君
防災課長	山本	法正	君	環境課長	鈴木	昇生	君
会計課長	森	健	君	企業課長	松本	正人	君
教育委員会 事務局長	高木	光一	君				

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井	貞代	書記	山本	直輝
--------	----	----	----	----	----

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

報告第1号の上程、報告

議長（高橋敬治君） 日程第1、報告第1号 平成28年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 報告第1号 平成28年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、同条同項の規定により報告をする。

平成29年6月6日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

よろしく願いいたします。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） それでは報告1号、1ページめくっていただきまして、平成28年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。款、項、事業名、翌年度繰越額、財源内訳での順に説明させていただきます。

2款総務費1項総務管理費、情報通信機器給付事業1,000万円。内訳として一般財源でございます。

2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付関連事業 81 万 3 千円。国県支出金として 81 万 3 千円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業 3,634 万 3 千円。国県支出金 3,634 万 3 千円です。

5 款農林水産業費 3 項水産業費、防、津波防災ステーション事業 950 万、国県支出金 810 万、一般財源 140 万。

6 款商工費 1 項商工費、事業名、堂ヶ島公園改修事業 2,356 万 5 千円、国県支出金 1,080 万、地方債 610 万、一般財源 666 万 5 千円。

6 款商工費 1 項商工費、ふるさと納税特産品返礼事業 1 億 5,400 万、既収入特定財源 1 億 5,400 万です。

9 款教育費 3 項中学校費、賀茂中学校体育館非構造部材耐震化事業 1,193 万、国県支出金 370 万 2 千円。一般財源 822 万 8 千円。

10 款災害復旧費 2 項農林水産業施設災害復旧費、林道祢宜畑倉見線災害復旧事業、3,154 万円、国県支出金 2,864 万 6 千円。一般財源 289 万 4 千円。

合計の欄です。翌年度繰越額 2 億 7,769 万 1 千円、既収入特定財源 1 億 5,400 万円、国県支出金 8,840 万 4 千円、地方債 610 万円、一般財源 2,918 万 7 千円。

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

以上、説明いたします。

議長（高橋敬治君） 以上で報告第 1 号を終わります。

議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 2、議案第 25 号 西伊豆町 半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第 25 号 西伊豆町 半島、半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について。

西伊豆町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例を別紙のとおり

り制定する。

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 議案第 25 号について説明させていただきます。1 ページをお開きください。今回、半島振興法を活用した、地域振興策の一環として、事業者が対象業者や取得価格などの一定の要件を満たす対象設備の新設や増設を行った場合に、租税特例措置の適用を受けることができるための条例制定をおこないたいものでございます。

税の優遇策を通して、個々の民間事業者における設備投資を促すことで企業活動の支援や事業者の意欲向上につなげ地域経済の活性化が図られることを目的としています。

第 1 条では条例の主旨、第 2 条では固定資産税の均一課税の率を規定するものでございます。第 3 条は申請について、第 4 条は取り取り消しについて規定しております。

次のページをめくってください。第 5 条では規則への委任について規定するものです。なお、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し平成 29 年 4 月 1 日から適用するというところでございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

9 番（堤 和夫君） 1 ページのですね、上から 4 行目の、4 行目に「認定産業振興促進計画」という、この計画にのっとって、いろいろなことをやると思うのですが、その下で、第 1 条第 1 号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）という、この特別償却設備というのはどんなものを指しておられるのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、担当課長より答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 特別償却設備とは、この中の機械とか装置、建物、付属設備なのです。以上です。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） 補足させていただきます。対象業種が製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業が対象業種になっています。その内、対象となる設備が、建物及び付帯設備、機械及び装置等の原価償却資産になります。以上です。

議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

9番（堤和夫君） はい、民間で、そういうような、この「半島振興法」を使ってやるとなると、そういうようなことが出てくるということだと思いますけれども、町長、この「半島振興法」で町長が選挙活動でいっておられた、林業の復興、自然環境をまもる、林業を再生するというようなこと、この法律で、町がこの「半島振興法」を利用しながら何かやるというような、そういう計画はございますか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） これはあくまでも、特例措置に関する条例の制定でございますので、今現在、「半島振興法」を使っただけの林業というものは、視野にはございません。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

7番、山田厚司君。

7番（山田厚司君） 「半島振興法」を使って、民間の設備投資を促すこととかというようなことでしょうけれども、町内の、民間の情勢をみますと、この、「半島振興法」に規定されるような製造業とか旅館を営むようなところで、確か資本金500万ぐらいは、まあまあですけども、それに該当するような事業者というか、事業所、これがどれくらいあるものか、そのへんのところはどんなものなのでしょうか。わかれば教えてください。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） 昨年28年度の状況ですが、500万以上、新たに償却が発生した事業所が、約16事業所ありました。以上です。

議長（高橋敬治君） よろしいですか。他にございませんか。

3番、山本智之君。

3番（山本智之君） 1ページ目の2条の、用語の説明を、少ししていただきたいのですが、「認定産業振興促進計画」に記載された計画区域内ということですが、これは当町においては、どの程度というか、ざっくりでも結構なのですが、どこが認定されているのか、お聞きします。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 西伊豆町全域が認定されております。以上です。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 25 号 西伊豆町 半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員でございます。

よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 3、議案第 26 号 西伊豆町 過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第 26 号 西伊豆町 過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について。

西伊豆町 過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） それでは、議案第 26 号について説明させていただきます。

1 枚めくっていただいて、条文をお願いします。

条文の前の目的をお話します。この条例は「過疎地域自立促進特別法」に規定する、過疎地域の自立促進を図るため、特別償却設備の新設、増設を行った場合に、租税特例措置の適用を受けることができるための条例制定を行いたいものでございます。

この制度の導入により、事業所数が減少している、過疎地域において、安定的な就業機会の確保や産業振興の促進を図ることを目的としています。第 1 条では趣旨を記載しております。第 2 条では特別償却設備を新設し、増設した事業者に対して、課する固定資産税の課税免除について規定するものです。第 3 条は課税免除の期間、第 4 条では申請について、第 5 条では取り消しについて、第 6 条では規則への委任について規定するものです。なお、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するというところでございます。以上で説明を終わります。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、芹澤孝君。

4 番（芹澤 孝君） 少し、条文の途中に、1 年以内に当該土地を取得して、建物着手ということを書いてあるのですけれど、この 1 年というのは、その、事業者なりなんなりが、自分で、申告するわけですかね、1 年以内にやりましたとかいうのは。それとも何か、カウントするなり、なんかチェック、役場の方でチェックするとか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、担当課長より答弁を申し上げます。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） こちらにつきましては、事業所さんに申請に基づいて取り扱うものとなります。

議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） では、事業者さんが、この日から取得して、何月何日にもうやりましたということでもいいわけですね。その場合、では、事業者さんだからいろいろ、経済的にっというか、事業がうまくいかなくなると、やれなくなった場合ですね、では、例えば、くい1本うって、事業に着手したということでもいいわけですかね。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） 事業着手して、まず完了しないとならないということと、あと、価格の関係がありますので、その状況によって判断するかと思います。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

7番、山田厚司君。

7番（山田厚司君） 少し同じようなことなのですけども、就業機会の増加ということ、前提としてという話でいきますと就業機会の増加がなせなかったという場合には、これはどこチェックして、するのか少しわからないですけど、その場合には、これが対象外になってくるというような話になるのですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） あくまでも目的としてそういうものの呼び水ということで、とらえていただきければと思います。ここに書いてありますように、特別償却設備を新設し、または増設ということですから、これをおこなっていただいただけでも、地元の業者さんには仕事が入るのかなあというようにも思いますので、そのへんの経済活動の手助けというように捉えていただければありがたいと思います。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） この3条のところに、新たな固定資産税が課されるという、条文があるわけですけど、これは、土地を取得した時点なのか、それとも建物が建った時点なのかどちらですか。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） 例えば、建物を5月に建てた場合は、課税はその次に年に課税されます。その、課税される年がああ基準になると思います。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） 建物、土地も内容によって該当になります。

議長（高橋敬治君） はい、窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） 建物、土地も、該当になると思います。該当になります。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 対象になるのだと、いつから、かかるかということなのですかね。
だから、土地を取得した年なのか、建物が建った時点の年なのか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野淨晋君） 3条を読んでいただければわかりますけれども、新たに固定資産税、課されることになって年度以降3ヵ年ということがございますから、課されていないければ対象にならないということですし、課されたところから3年ということでご理解をいただければと思います。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） 固定資産税の課税の基準日が1月1日となっておりますので、その基準に基づいて課税されます。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第26号 西伊豆町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 4、議案第 27 号 西伊豆町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第 27 号 西伊豆町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。西伊豆町 国民健康保険税条例（平成 17 年西伊豆町条例第 54 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） それでは、議案第 27 号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、説明させていただきます。本件につきましては、健全な国民健康保険事業を運営するため、平成 29 年度に税制改正が行われました。その改正に準じて必要な事項を改正したいものでございます。改正の概要ですが、低所得者に対する保険税の軽減措置の拡充をはかるもので、5 割軽減と 2 割軽減の軽減判定所得を改正するものでございます。なおこの、本件は西伊豆町国民健康保険運営協議会に諮問し、妥当との答申をいただいているものでございます。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。お配りしました議案書の 2 ページ、新旧対照表をご覧ください。改正点は 2 点となっております。1 点目は第 23 条の(2)中段ですが、これは 5 割軽減の規定となります。「1 人につき」のあと、「26 万 5 千円」を「27 万円」に引き上げたいとするものです。2 点目ですが、(3)これは 2 割軽減の規定となります。「1 人につき」のあと「48 万円」を「49 万円」に引き上げたいとするものです。改正点は以上です。続きまして、改正条文にかかる附則の説明をさせていただきます。資料戻っていただいて、1 ページをご覧ください。施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。適用区

分ですが、改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 27 号 西伊豆町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員でございます。

よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 5、議案第 28 号 西伊豆町 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第 28 号 西伊豆町 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町 消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年西伊豆町条例第 156 条）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 防災課長。

防災課長（山本法正君） それでは、議案 28 号について説明いたします。今回の改正につきましては、基準となります、国の政令が一部改正されたことに伴い、町の条例を改正したいものです。内容につきましては、災害発生日において、他に生計のみちが無く、主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものがある場合に、一定の金額を加算されることとされていますが、その基準となる一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額が、昨年の人事院の勧告により改正されたことによる改正と、文言や号の整理などの改正になります。改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。2 枚めくっていただきたいと思います。

左側が現行、右側が改正後の案となります。下線が今回改正をお願いしたい箇所となります。第 5 条の補償基礎額です。第 2 項第 1 号の 3 行目になりますが、「にあっては」を「には」に、その下の 4 行目と 5 行目の「によって」を「により」にそれぞれ改定、改正したいものです。次に第 2 号中の、7 行目、ページの下から 2 行目になりますが、「にあっては」を「には」に改正したいものです。次のページをお願いします。第 3 項の 4 行目及び 5 行目の「によって」を「により」に、ページの中ほどになりますが、「433 円」を「333 円」に、その続きになりますが、「第 2 号」と「から」の間に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当するものがない場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号」を追加し、その横の「第 5 号」を「第 6 号」に、2 行下になりますが、「掲げる者」を「該当するもの及び 2 号に該当する扶養親族」に、「あっては」を「には」に、「367 円」を「300 円」にそれぞれ改正したいものです。その下は対象となる親族となります。第 2 号の「子及び孫」を「及び孫」を削り、「子」のみに、第 3 号に「22 歳に達する

日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を追加し、現行の3号から5号を1号ずつ繰り下げたいものです。次のページをお願いいたします。第4項の1行目の「満15歳」を「15歳」に、2行目の「満22歳」を「22歳」にそれぞれ改正したいものです。同じ行になりますが、括弧内の「以下」と「特定期間」の間に、「この項において」を追加したいものです。

本文をお願いします。附則ですが、この条例は公布の日から施行し、改正後の西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成29年4月1日から適用するとしたいものです。

以上で説明とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、加藤勇君。

6番（加藤 勇君） 1点お聞きします。新旧対照表の1番最後のページですが、この「満15歳」が、「15歳」に、「満22歳」が「22歳」ということになるわけですが、実質この補償を受ける方に対する影響はどのようなかたちが出てきますでしょうか。

議長（高橋敬治君） 防災課長。

防災課長（山本法正君） 影響はございません。ただ、前に15歳に達する日というのが、実際に、満というのが、達する日とだぶっておりますので、今回、15歳に達する日という文言に訂正させていただきました。

議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 28 号 西伊豆町 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 議案第 29 号 西伊豆町 消防団分団詰所条例の一部を改正する条例案
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第 29 号 西伊豆町 消防団分団詰所条例の一部を改正する条例案
について。

西伊豆町消防団分団詰所条例（平成 17 年西伊豆町条例第 159 条）の一部を別紙のとおり改
正する。

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し
上げます。

議長（高橋敬治君） 防災課長。

防災課長（山本法正君） それでは、議案第 29 号について説明いたします。改正の内容につ
きましては、新旧対照表で説明させていただきます。2 枚めくっていただきたいと思います。
第 2 条です。こちらは詰所の名称及び位置が示されております。次にページをお願いします。
現行では第 1 分団及び第 2 分団だけですが、これに第 3 分団、第 4 分団、第 5 分団及び第 6
分団を追加し、また今年の 3 月に移転いたしました第 2 分団の位置を変更したいものです。
恐れ入りますが、1 ページお戻りください。次に第 6 条になります。詰所の管理担当部署が
示されています。現行では、表にて分団ごとに担当部署が示されておりますが、「詰所の管理
担当部署は全て防災課になる」というところから、「詰所の管理担当部署は、防災課とする」

というように改正したいものです。

本文をお願いいたします。附則ですが、この条例は公布の日から施行するの
としたいものです。以上で説明とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 29 号 西伊豆町 消防団分団詰所条例の一部を改正する条例案について、原案のと
おり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 7、議案第 30 号 西伊豆町 観光案内所設置条例の一部を改正
する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第 30 号 西伊豆町 観光案内所設置条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町 観光案内所設置条例（平成 17 年西伊豆町条例第 128 条）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 議案第 30 号についてご説明いたします。

西伊豆町 観光案内所設置条例の一部を改正する条例の改正の目的は、黄金崎クリスタルパークを観光案内所に指定し、Wi-Fi の整備を行いたいものでございます。改正内容につきましては、新旧対象表でご説明いたしますので 2 ページをお開きください。

今回の改正は、第 2 条の表を改めたものですが、内容といたしましては、表の 2 段目の「宇久須観光案内所」の位置を宇久須キャンプ場管理棟の「宇久須 2102 番地の 13」から「宇久須 2204 番地の 3」黄金崎クリスタルパークのあるところに改正したいものでございます。前のページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。以上で説明とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

9 番（堤 和夫君）クリスタルパークの方に、観光案内所を移すということですが、クリスタルパークのどのへんに、案内所が設置されるわけですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） これはあくまでも、住所としての案内所の場所を移動するだけでございまして、今、既にクリスタルビーチのところでも、観光案内所としての役割はしておりますが、先ほど課長が答弁しましたように、Wi-Fi を設置する補助金をいただくためには、観光の補助金がいただきたいという旨もありまして、住所のみを変更するというところでございます。

議長（高橋敬治君） いいですか。他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 30 号 西伊豆町 観光案内所設置条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10時11分

再開 午前 10時19分

議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第 8、議案第 31 号 平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第 31 号 平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 56 億 600 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正）」による。

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） 議案 31 号について、ご説明申し上げます。

今回の主な補正の内容は、歳入では、13 款、国庫支出金、社会資本整備総合交付金内示額の増額による財源の更正を行っております。

また歳出では、4 款衛生費、安良里診療所駐車場用地の購入と舗装工事、5 款農林水産業費、西天城高原キャンプ場施設解体工事、牧場の家販売施設バルコニーの改修工事、8 款消防費、防災資機材等購入費となっております。

それでは 2 ページをお願いいたします。第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入です。

款、項、補正額、計の順でご説明いたします。

13 款国庫支出金 2,914 万 9 千円、3 億 2,166 万 3 千円。2 項国庫補助金 2,914 万 9 千円、1 億 4,211 万 1 千円。14 款県支出金 14 万 1 千円、3 億 24 万 7 千円、2 項県費補助金 14 万 1 千円、1 億 4,319 万 4 千円。17 款繰入金 1 項繰入金ともに 1,200 万、7 億 8,582 万 8 千円。

19 款諸収入 471 万円、5,424 万 7 千円。5 項雑入 471 万円、4,486 万 2 千円。歳入合計に 4,600 万を追加し 56 億 600 万円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。歳出です。

2 款総務費 937 万 2 千円、7 億 7,435 万 9 千円。1 項総務管理費 933 万 4 千円、5 億 9,583 万 3 千円。4 項 3 万 8 千円、1,819 万 4 千円。

3 款民生費 41 万 7 千円、10 億 6,716 万 7 千円。3 項児童福祉費 19 万 8 千円、1 億 6,390 万 2 千円。4 項障害福祉費 21 万 9 千円、2 億 6,845 万 8 千円。

4 款衛生費 1,144 万 6 千円、6 億 6,614 万 3 千円。1 項保健衛生費 1,010 万円、1 億 6,054

万2千円。3項清掃費134万6千円、3億7,597万2千円。

5項農林水産業費700万円、2億7,921万1千円。2項林業費700万円、4,366万1千円。

6款商工費502万7千円、5億4,583万9千円。1項商工費502万7千円、5億4,583万9千円。

7款土木費110万円、2億8,341万5千円。2項道路橋梁費0、2億302万8千円。5項住宅費65万円、122万2千円。6項建築物地震対策推進事業費45万円、434万6千円。

8款消防費900万5千円、3億3,288万1千円。1項消防費900万5千円、3億3,288万1千円。

9款教育費263万3千円、4億2,995万7千円。1項教育総務費48万9千円、7,644万3千円。2項小学校費73万8千円、4,504万1千円、3項中学校費109万8千円、3,871万円。4項幼稚園費15万6千円の減、8,736万6千円。5項認定こども園費46万4千円、6,898万8千円、歳出合計に4,600万円を追加し、56億600万円としたいものです。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括の歳入です。こちらは2ページの第1表と同様ですので、説明を省略させていただきます。

続いて歳出でございます。こちら3ページと内容が同じですが、財源内訳について説明いたします。

2款総務費、その他財源220万、一般財源717万2千円。

3款民生費、一般財源41万7千円。

4款衛生費、一般財源1,144万6千円。

5款農林水産業費、一般財源700万円。

6款商工費、一般財源502万7千円。

7款土木費、国庫支出金2,914万9千円、一般財源2,804万9千円の減でございます。

8款消防費、その他財源250万円6千円、一般財源649万9千円。

9款教育費、国庫支出金14万1千円、一般財源249万2千円。歳出合計で国庫支出金2,929万円、その他財源として470万6千円、一般財源1,200万4千円でございます。

5ページをお願いいたします。2歳入でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木補助金、補正額、計、説明と読んでいきます。

5目土木費、国庫補助金2,914万9千円、社会資本整備総合交付金（防災安全交付金）。

14 款県支出金、2 項県補助金、8 目教育費県補助金 14 万 1 千円、静岡県茶愛飲推進事業補助金でございます。

17 款繰入金、1 項繰入金 1 目財政調、財政調整基金繰入金 1,200 万円。財政調整交付金の繰入金でございます。

19 款諸収入 5 項雑入 2 目雑入、消防団退職報償金が 250 万 6 千円となっております。その他雑入として、自治総合センターコミュニティ助成事業として 220 万円とその他雑入が 4 千円でございます。

続いて 6 ページをお願いいたします。3 歳出でございます。

こちらは主なもののみ説明とさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 4 目財産管理費、補正額 288 万 7 千円。節ですが 15 節工事請負費、こちらは本庁排水管等改修工事で 288 万円 7 千円となっております。

続きまして、13 目まちづくり推進費、補正額 226 万 5 千円、負担金、補助金及び交付金で補助金になります。自治総合センターコミュニティ助成金で 220 万円です。16 目まち・ひと・しごと創生事業、補正額 212 万円、主なものとしては、19 節負担金、補助金及び交付金の補助金です。中小企業販路開拓支援として 150 万円を計上しております。

7 ページをお願いいたします。1 番最後の行になりますが、4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、補正額 1,010 万円、こちらの内容として、工事費として、安良里診療所駐車場舗装工事が 650 万円、次のページをお願いいたします。17 節の公有財産購入費でございます。こちらは土地購入費として 360 万円でございます。続きまして、4 款衛生費 3 項清掃費 1 目廃棄物処理費、補正額 134 万円 6 千円でございます。主なものとしては、賃金で、臨時雇賃金で 126 万円 1 千円でございます。

続きまして、5 款農林水産業費 2 項林業費 5 目林産物等販売施設管理費、補正額 700 万円、こちらは、工事費になっておりまして、牧場の家販売施設バルコニーの改修工事、西天城高原キャンプ場施設解体工事となっております。

続きまして 6 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費、補正額 271 万 5 千円です。こちらは、14 節使用料及び賃貸料で、イベント付帯施設使用料として 100 万円。19 節負担金、補助金及び交付金で補助金で、西伊豆町商工会補助金として 170 万円 5 千円。

次のページをお願いいたします。7 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路費、補正額 0、こちらは財源更正ということでございます。国県支出金が 1,530 万 8 千円、一般財源を 1,530 万 8 千円の減。続きまして、2 目橋梁費こちらも財源更正でございます。国県支出金 1,384 万

円1千円、一般財源を1,384万1千円の減としております。

10ページをお願いいたします。8款消防費1項消防費2目非常備消防費、補正額250万6千円、8節の報償費です。こちらは消防団員の退職報償費金として250万6千円を計上しています。4目防災対策費、補正額649万9千円、12節役務費として電話料等ということで、168万円。18節備品購入費、こちらは防災資機材等購入費として481万9千円を計上しております。続いて、11ページをお願いいたします。2つ目の行になります。9款教育費3項中学校費2目賀茂中学校管理費、補正額109万8千円です。こちらは、15節工事請負費で体育館自動火災報知器修繕工事で109万8千円を計上させていただいております。以上で説明いたします。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） それでは3点お伺いします。1点は、5ページの社会資本整備交付金についてでありますけれど、これは、町としてはどれぐらいを要望されてこういう結果になったのか、それがまず1点目です。

それと2点目はですね、これは、会計のシステム上やむを得ないというように聞いておりますけれども、ページ数は、6ページの、まちづくり推進費のこの歳出の方にも同じく、自治総合コミュニティセンター助成金として金額がのっとりますけれども、歳入の方がそれであって、歳出のほうは具体的にどこの区へ、あるいはどこの地域に、220万円を補助金として出すのか、それが2点目です。

そして3点目は、今回の補正で、商工会そして観光協会への今年度予算の削減分をほとんど復活されたように感じとるわけですが、その点で、もう1点今回、補正されていない、社会福祉協議会への今年度の削減というものが、当初予算の中の質疑の中で、100万円減額されたら、この29年度の当初予算で、そういったことを、社会福祉協議会からなにか要望がなかったのか、という点がございます。

それと、終わります。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 全て担当課長より答弁させます。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） では、はい。1点目の5ページ、社会資本整備交付金についてご説明します。この、交付金に関しましては、橋梁や道路改良で、利用する金額ではございますけれども、今までもそうですが、要求どおり予算がつかない、そういう中でですね、去年の予算作成の段階で、県より内々の金額で予算計上しました。その金額が1,350万1千円です。今回、29年度に入りまして、県より正確な交付金の内定額が決定しましたので、それに合わせて補正させていただきます。結果としてはそれで収入増というかたちになりました。要望は、1,300、

〔発言する人あり〕

産業建設課長（村松圭吾君） 要するに県の方からの、内々の金額でとりあえず要望は出しますので、

〔発言する人あり〕

産業建設課長（村松圭吾君） 総事業費の。

〔発言する人あり〕

産業建設課長（村松圭吾君） 工事の総事業費ということ。

〔発言する人あり〕

産業建設課長（村松圭吾君） では、改めてご説明させていただきます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） それでは先に、6ページのまちづくり推進費の自治総合センターコミュニティ助成金の関係ですけれども、仁科浜区への助成になります。

議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（白石洋巳君） 社会福祉協議会の補助金の関係でございますが、新体制になってから、特に直接、新たな補助金の要望は聞いておりません。

議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） では、最初の、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、そもそも社会資本整備交付金というのは、この流れとしてどういうようになっているのでしょうか。町のほうから、3億円なら3億円工事の、要望して、そして、満額来ているのか、来ていませんという答弁でしたけれど、そのシステムを教えていただきたいし、町の方がどれぐらい、この工事費の中でこの社会資本整備交付金を見込んでいたのか、要望していたのかというのを聞いているのです。それが1点目です。1個ずつ聞く、いいですか議長1個ずつで。

議長（高橋敬治君） 1個ずつの方がわかりやすいですね。はい。

11番(増山 勇君) いいですか。認めていただける。

議長(高橋敬治君) はい。

議長(高橋敬治君) 町長。

町長(星野浄晋君) たぶん町のほうは、安良里の、今回は、社会資本は安良里の件ですけども、全線でたぶん要求をしているはずですよ。ただ、ついた金額が少ないので、半分という計画になって、決着を見たということですけども、その中でも、満額ではなくて、とても少ないというように聞いております。昨日も、産業建設課と打ち合わせをしましたけれども、河川関係につきましては、ある程度つくようですよ、道路関係につきましては国、県のほうからの、内示額が、あまりにも、こちらが要求しているよりも少ない、ただ、今回につきましては、これだけ増額されて、来ることが確定したので、補正予算を組んだというようなご理解をいただければと思います。

議長(高橋敬治君) 11番、増山勇君。

11番(増山 勇君) はい、それでは2点目のですね、自治総合センターコミュニティ助成金、これは、総務課長にも少しお話したんですけども、前回もこういうかたちで、歳入歳出と、こういう項目で出ておりましたので、今、説明があった、具体的に、仁科浜区への何にというか、具体的にわかれば、これ記述していただきたいと思うのですよ。それが、要するに、浜区に、このいくらだったか220万円補助するというのですか、何が要望されて、何を今回、こういうようにしていくのか、その点をもう一度お伺いします。

議長(高橋敬治君) まちづくり課長。

まちづくり課長(大谷きよみ君) 何に使用するか、何のための補助かといいますと、この、浜区でおこなっているお祭りを使う、種類はいろいろあって、それを総額で220万なのですけども、よろしいでしょうか。

〔発言する人あり〕

議長(高橋敬治君) 11番、増山勇君。

11番(増山 勇君) あの、まちづくり課長はぜひ、各区から具体的に要望事項が出ていと思うのですよ。それを精査して、これは、今度の宝くじのそういう助成金に使ってほしいということで、交付されると思うのですよ。ですから当然、書面で、浜区からこういうものを具体的に、例えば、太鼓だとか、音響施設だとかいろいろ出ているはずなのですよ。それをぜひ、担当課長は把握していただきたいのですよ、そうしないと予算要望はどうなっているのか、良く理解しにくいですから、そのへんをぜひ、具体的にわかれば、再度教えてく

ださい。

町長（星野浄晋君） 詳細につきましては、今、手もとに資料を持ち合わせていないようでございますので、後ほどあの、お知らせはしたいと思いますが、先だって、区長会がございまして、総会が、その時に、担当課長の方から、こういった宝くじの補助がありますので、なにかご用の際は、言ってくださいということは、つねづね伝えてございます。その中で今回浜区から、こういった祭りに使う備品の整備ということで来ているものをご理解いただければと思います。

議長（高橋敬治君） 他にございせんか。もう一点あったけ、増山勇君。

11番（増山 勇君） 担当課長が、社協の方から直接要望がなかったというように、答えがありましたけども、では、町長、今後ですね、社会福祉協議会から、この予算で削減された100万円を復活してほしいという要望があったら、検討される予定はあるのか、という点が1つ、それに関連しましてですね、健康センターというのがありますよね、社協が今、本部でというか、使用している宇久須の、あそこへこの前行きましたら、エレベーターもう、使用してないと、福祉施設にもかかわらず、エレベーターを使用しないというね、非常に電気代を節約しているという、あるいは、改修するには多額のお金が必要だというように聞いております。そういったものを、やはり、要望がなかったからではなくて、町ももう少し気をつけてですね、とりわけ町長にいくかどうかわかりませんが、担当課長が、積極的にそういったものを取り上げて予算要望していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 商工会と観光協会につきましては、こういった経緯で減額されているのか私詳細はわかりませんが、そういう状況があるというご説明にお越しになりましたので、例年そういうものであるのであれば、付け直すしかありませんねというようなお話もさせていただきましたし、また、今回、観光に関しましては、オリンピックやディスティネーションキャンペーンの事務なども当然増えてくるわけでございます。また、これから人員を育成していくというようなこともおっしゃってございましたので、例年まで戻させていただいたという経緯がございまして、ただ、社協につきましては、担当課長申し上げましたように、金額としての、要求というか、そういった要望は今のところ無いので、こういう対応になっておりますけれども、おいおいまた、お困りになりましたら、たぶん、お越しになるのではないのかなあというように思っておりますので、そのへんは話し合いをした上で、必要とあるならば、補正予算をつけるというようなことになろうかと思っておりますが、最終的には

議会の議決がなければ予算はとおりませんのでよろしく願いいたします。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） すいません、先ほどの増山議員のご質問、

議長（高橋敬治君） 少しまってください。エレベーターの件。

議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほど増山議員がおっしゃられましたエレベーターの件ですが、これにつきまして、社協が宇久須健康センターに入る時、町といろいろ細部にわたって調整をしました。その中で、エレベーターについては、町の方は今後、使用はしないもので、社協の方で点検費用等はみますよという中で、事業がすすんでいくってことは聞いております。その中で、エレベーターの点検をやっていて、部品等がもう、古くなったもので交換というのがきましたけれども、その部分で、どうしますかという話になりまして、町のほうは、とりあえず使うあてはないもので、社協の方で部品交換等をそれならやってくださいという中で、社協の方も、とりあえずはでは今、休止しますという状態になっております。

議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 現況はわかりましたけれども、町として、社会福祉のほんとに現場の仕事を、社協に業務委託しているわけです、ですから私が言いたいのは、担当課はじめそういうこと、もっと充実してあげるような姿勢で、交渉していただきたいと思います。社協、社協とはいっても、財源があるわけではないですから、皆さん、一般、私たちの会費とですね、そしてやはり一番大きいのは、町の補助金だと思うのですよ。それ以外に、今、介護認定事業ということで、多少なりもっとも、介護保険の方から、収入としては入っているのは知っていますけれども、以前、これ、議論した時に、社会福祉協議会に基金があるから、それで使えという、非常に乱暴な回答があったように聞いております。やはりそうではなくて、充実する意味では、やはり町のほうも、そのへんは、注意して、

〔発言する人あり〕

11番（増山 勇君） 交渉すべきだと思うし、町が積極的にそういったところを、社協にお任せするというんだったら、予算もつけるってことをしていただきたいと思います。ぜひ町長そのへんは考えていただきたいと思います。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、必要とあるなら善処します。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） 先ほど増山議員の質問に対しまして、私のほうで少し、理解が不足しておりまして、ご迷惑をおかけしました。町の方の、当初申請の事業費なのですが、道路費の方で9,000万円、橋梁の方で4,610万円を当初要望しております。

議長（高橋敬治君） 他に質疑ございませんか。

10番、山本榮君。

10番（山本 榮君） それでは、まず、2点伺います。6ページですが、情報管理費、この中の委託料とその下の使用料及び賃借料、この項目についての説明を求めます。それから、次のページの、安良里診療所の駐車場の件ですが、これは、舗装をするということですが、舗装後ラインまで全部引いて、万全の駐車場の体制をとるように考えているのかそれを伺います。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 6ページの件に関しましては、担当課長より答弁をさせますが、舗装の関係につきましては、舗装はいたしますけれども、ラインを引かないということで、今考えております。当初はラインまで引いたほうがいいのではないかという、案もあったわけですが、ラインを引きますと、逆に今度は信号の感知器のほうに出るのに不都合になることも、ありまして、そこは、今、舗装がしてない状況でも、皆さんしっかりこう、並べて停めていただいているのを見受けますので、引く必要もないのではないのかなというように思っております。ただ、安良里診療所から道路へ出るところに、停止線をつくってほしいという要望がございますので、その件に関しましては、引くというようなことで、お願いしたいと思えます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 6ページの情報管理費、委託料、子ども子育てワンストップ関連システム整備業務の関係で説明させていただきます。子育て関連の事務手続きのうち、平成29年7月から、電子申請化とし、マイナンバーの、マイナーポータルサイトを利用した、子育てワンストップサービスというのが、実施されますが、その子育てワンストップサービスへ接続、ワンストップサービスへの接続サービスを導入するための増額補正です。はい、子育てワンストップの内容としましては、児童手当、保育、1人親支援、母子保健の各手続きがあります。次に、使用料及び賃借料の関係ですけれども、TKCシステム使用料につきましては、この子育て、今委託をした、子育てワンストップサービスへの接続サービ

スのシステムの使用料になります。光ボックスシステム使用料になりますけれども、今度光ボックスに西伊豆町専用の画面表示の機能を付けるための使用料になります。以上です。

議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

10番（山本 榮君） 今の、情報管理費の光ボックスですが、これは、毎年この使用料をどこに払う、毎年払うことになるのですか、NTTに払うのですか、どこに払うのですか、それを1点確認したいのと、それから町長、駐車場の件ですけれども、今、道路側から入りますと、真ん中を通路として両サイドに停めています。ラインを引かなくても、今後そういう使用方法になるかなあとと思います。町長がいわゆるセンサーを感知するためには、一番はじの、今度は求めるところから出なければならない、でもあそこには必ず、もう、車停めると思うのですよ。一旦停止のライン引いても、そのままではやはり、センサーは感知せずに、あそこにずっと待っているか、信号を無視していくかという状況になると思うのです。町長厳密にあそこは、信号を無視して入っても良いとこなのですよ、あそこはまだ交差点内に位置していますので、停まらなければならない規則はないのですよ。でも安全のためには停まるほうがいいのですので、必ずあそこ、真ん中通路から出入りしますので、センサーの位置を、私直してもらうことを、やはり先に考えなければいけないと思うのです、そういう対応どうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） センサーの位置に関しましては、警察と相談しなければ当然できませんので、それはまあ議員のおっしゃるように、対応はさせていただきたいと思います。ただ1点、停止線の件ですけども、私のいってるのは、そこの停止線ではなくて、消防団の詰所道路を診療所というようにありますけれども、松崎から来られた方が、駐車場がなくて、詰所の駐車場に止めようと思った時に、あそこを道路して認識をされていないようなのですね、ですので、そのままつきってしまう方がいらっしゃるのです、あそこはあくまでも一旦停止で、道路の手前のほうで止まってくださいという停止線になります。感知器の方の、その線をあの引かなくても、どうせそこ停めますよねというのは、確かにごもっても、ただ、あそこに線を引いてしまいますと、確実にあそこに車を止められてしまうので、あえて、線を引かなければ、もし台数が少なくて、向こう側に停まっていなければ、こう回り込むができるかなというようなことがありましたので、線を引かないということに、決定をさせていただいたということでございます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 光ボックスシステムの使用料を毎年支払うことになるかというご質問にお答えします。NTTへ毎年支払うようになります。専用画面の作成ツールの使用料が月額32,400円、お知らせ配信ツール使用料が月額32,400円、専用画面の表示機能の運用料というのが、1台につき月額54円になります。

議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

10番（山本 榮君） 今の光ボックスですけれども、現実にはまだ、配布もされてないわけですけれども、近々それを配布もして、この運用を始めるということなのですね。たぶんそうでしょうけれども、今光ボックスが、前回の前の説明の時に40だか50台っていう話でしたけれども、実際に光を今回接続した方が何軒あったのか、そのへんの、回覧板の前にその光ボックスの申し込みの書類を出しましたけれども、あれで理解がされていません。たぶん私もそうだと思うのですよ。この議会は事前に説明がいろいろあったから、光ボックスに対する扱いもある程度把握していますけれども、回覧板で出しただけで、もしくは、地域の説明会の時に、担当課長は光ボックスをさしあげますよと一言いいましたけれども、どんなものかもわからない、現実には紙をまだ、しまっておく方が何人かいました、といっても捨てた方のほうが多いのかもしれないけれども、そのへんの今後の対応はどうされるのか伺いたい。それから町長、駐車場の件ですけれども、真ん中に通路があっても、その左側というかその道路を出る時に、今度求める土地のあすこが空いてても、真ん中からずっと近道を通って信号に向かう方がほとんどですよ、ですからね、センサーについては早急な対応を、また、お願いしたいと思います。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） センサーにつきましては、早急な対応をさせていただきたいと思います。光ボックスの件につきましては、当然私もあの、説明会に行きましたので、どういったことを言っているのか、存じ上げております。ただ、光ボックスの、導入に関して、認識が、たぶんですね、役場側もわかってないと思うのですよ。ある意味インターネット今までご利用になっていた方は、光ボックスは、ほぼいらないという認識で、NTTさんもいらっやいます。基本的には、今まで、ADSLを導入していない、インターネットを見られていない方が、光回線を引くためにはどういったサービスがあれば引きやすいかなあというようなことで、光ボックスを入れることによって、テレビも見ることができます。テレビ画面がインターネットにもなりますので、光ボックスを導入してはいかがでしょうかというのが普通の売り方です。だ、それがわからない状況で今までここに来ていますので、私も3月補正で、

これを 100 万まで減額しろという補正案を出しましたけれども、修正案を、結局そこが、町民に伝わっていない状況で、見切り発車して、今回繰越明許の計算で、1,000 万ということで繰り越されておりますけれども、未だにそういう状況でございますので、当然町民の皆さんがご理解いただけていないというのは、私も理解をしております。ですので、いずれかそういった説明を本来しなければいけないとは思いますが、まだ、今までそのシステムを組むであるとかという予算がついてなかったの、それすらもできてないので、説明に伺えないというようにご理解をいただければと思います。

議長（高橋敬治君） 質疑中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 11時 3分

再開 午前 11時10分

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 増山議員からの質問で、コミュニティのお祭りでの、内容の件でお答えします。天王さんのお祭りで使用する、いろいろなものなのですが、大きいものと、テントが29万6千円、ポータブルアンプが22万8千円、太鼓が2台55万4千円でその他いろいろ、ちょうちんとか、あのケーブルとかいろいろなものが入ったのお金でございます。光ボックスの関係の質問の中で、光回線の申し込みの数というの、聞かれましたけれども、今現在、把握できていない状態です。光ボックスの申し込みは、現在、92件です。以上です。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

9番、堤和夫君。

9番（堤和夫君） 6ページお願いします。6ページ姉妹町友好費、の45万、富士見町の交流事業委託が、なにかこれ、取りやめになったのか、その説明をお願いします。それで、1番下の、まち・ひと・しごと創生事業ですね、観光で食料費に50万というお金を使って、予算が、計上してありますけれど、だいぶ大きな金額だと思いますけれど、これはなんでしょうか。それから、1ページめくっていただきまして、7ページの3款民生費3項児童福祉費の3目仁科保育園のところ、備品購入費ですね、18節の教材備品購入費ということで15万7千円、それで、ページがとびまして、11ページで教育費9款の教育費、4項幼稚

園費の仁科幼稚園管理費のところに、これは、 で教材備品購入費 15万6千円、これ、1千円の少し差異があるのですけれども、これは同じものなのかその説明をお願いします。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 6ページの7目姉妹町友好費、富士見町交流事業費の45万円の減なんですけれども、例年富士見町で手筒花火をやっていたことへの委託だったので、今年、公共工事があって、場所が使えないので、今回手筒花火を見送ってほしいと、富士見の方から依頼がありましたので減額いたしました。次に16目のまち・ひと・しごと創生事業の19節負担金補助金、

[発言する人あり]

まちづくり課長（大谷きよみ君） 食糧費ですけれども、町の地場産品等のピーアールの販路開拓のため、地場産品を紹介するために、その食材を提供するものでございます。購入して、提供するものでございます。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 7ページの3款民生費、児童福祉費の関係の備品教材備品の購入、それから11ページの教材備品の購入の関係ですが、これにつきましては同じものがございます。なぜかといいますと、これ端数の関係で少し千円は違うわけなんですけれども、実は、今年度から実施しています、公会計システムの関係で、伝票に、備品情報を入力すると、それが、備品台帳に反映されるしくみとなりました。今まで、こちらの備品購入につきましては、仁科幼保でですね、共用で使うものは按分して計上させていただきましたけれども、会計上不都合が出るということで、1本に、伝票処理上はするように変更をさせていただきましたので、今回、仁科保育園の方を増額させていただいて、幼稚園の方を減額ということにさせていただきました。以上です。

議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

9番（堤 和夫君） はい、富士見町のあれはわかりました。観光の食糧費ですけどね、販路開拓をするということなんですけど、それは、販路開拓、どういうふうなところで、そういうものを使うのか、それからその、次の備品台帳に載せるということでわかりましたけれども、これは、予算見ますと27万9千円というな、現予算がありますから、これは新しくなにか、買う予算だと思いますけれども、何を教材備品購入するのか、その2点をお願いします。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 食料費の販路開拓のための、具体的なことですけ

れども、新年度に入って、都内のレストランを活用して西伊豆フェアをやっていただいたりとか、商談会等への出展、ピーアールのための商品になります。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） こちらにつきましては、新しく購入ということではなく、ものについてはワイヤレスアンプの購入の費用なんですけれども、先ほども申し上げましたが、公会計、新しい会計上、2つに伝票を分けることができないということで、仁科幼稚園のほうを減額をさせていただいて、保育園のほうを増額と、実際に、当初は、アンプをですね、幼稚園の方でも、同額を支出する予定だったものを、そちらのほうを減額して、保育園を増額をさせていただいたというものでございます。以上です。

議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

9番（堤 和夫君） はい、食料費のほうはあれです。アンプ、それでは、両方にね、27万9千円、予算書には載っているわけでしょ、それで片方だけを減額して、片方に、載せるといのは、この、最初の予算のうちの27万9千円の中には、それは、それでは両方入っていたの、両方、そんな少しおかしいです、そうすると少しおかしいなど。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 当初予算については、アンプだけでなく、他のものも入っております。他のものを按分しているものもでございます。その分については、購入の段階でですね、確定しましたら補正のほうはさせていただきたいと思っております。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6番、加藤勇君。

6番（加藤 勇君） お伺いします。6ページ、1番下ですけども、負担金、補助及び交付金の中の補助金が、（観光）で、中小企業販路開拓支援事業補助金とありますけども、いわゆるこの中身といいましょうか、具体的にどんなものをされるのかお聞きします。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 町内にあります、中小企業さん、簡単にいいますと、商業者さんですけども、この方がたが、町外、主に都会というか、首都圏で、今後海外のほうも検討はしているのですけれども、その方がたが、自分たちの商品を持って、売りに行く時の旅費だったりとかいうのを補助するということで、かかった金額の上限としては、1/2ぐらい、1社につき上限は30万円の5社ということで計算をして150万円を計上させていただいております。

議長（高橋敬治君） 加藤勇君。

6番（加藤 勇君） いわゆる町の活性化ということで、たいへんけっこうな事業だと思うわけですが、この150万円が実は足らなくなったよとした時には、もっと増額するというふうな考え方ももっておられますか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野淨晋君） 業者さんがたくさんいらっしゃいますので、できれば多くの業者さんに行っていただきたいのですけれども、やはり、従業員の数だったりとか、家内工業的におこなっておられる方は、逆にそこから職員を1人出して、商談に行くということも難しいということもございまして、行かれたとしても5社ぐらいかなあとうことで、30万かける5社で150万ということで計算をさせていただいておりますが、議員おっしゃるように、これで足りないぐらい皆さんが出かけて、売り込みをしていただければ、増額はしたいなというようには思っております。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。7番、山田厚司君。

7番（山田厚司君） 8ページお願いします。商工費のところ、使用料及び賃借料で100万円、イベント付帯整備使用料、計上されております。これの詳細と、この、9ページのところにもですね、観光施設費で、使用料及び賃借料で、簡易トイレレンタル料35万円というので、計上されております。これらの詳細を、少し、お願いしたいと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野淨晋君） 9ページの簡易トイレに関しましては、海水浴場のトイレと更衣室を新設するというか、一時的に借上げをして、そこに設置するというご理解をいただきたいと思っております。100万円の方に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 店舗を利用して、西伊豆町のフェア等のピーアールを開催しておりますので、そこにお支払いする使用料になります。

議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君。

7番（山田厚司君） 店舗ともう少し具体的には、わかりませんか。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） 秋葉原にある西伊豆町のアンテナショップとか、東京で行われるジャパンフードショー、国内外から1万5千人のバイヤーが集まる大きな水産物展

示商談会とか、そういうところへの支払いになります。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

8番、西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） 今の件ですけれども、SNSというか、そういうので、こういうことをおこなっているとか、開催していると担当者が流していますけれども、実際は、やはり、理解ができないだろう、理解って、それ以外の人にはわからないから、町がこういうことをおこなっている、今東京でこういう出展しているとか、秋葉原でやっているということをもっと具体的に、知らしめたほうがいいんじゃないかと思えますけれども。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） タイムリーにやるのであれば、SNSが一番早いかなあというように思います。議員も、いいね押ししていただいていますので、また支援もしていただいていますので、ご理解いただいているかと思えますけれども、逆に、町内でこれを、広報しても、こちらから行くわけにはいかないわけですので、なるべくならば、今回であれば千代田市場でやっておりますけれども、都内のかたに、知っていただくためには、あの、町内広報よりは、そういったものを使って、外に発信をしたほうが、有益ではないのかなあということで今あの、フェイスブックなどフル活用して、宣伝をしております。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。4番、芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 9ページの観光費の件ですけれども、この観光協会運営補助金が復活したってことですけれども、この復活した中身はどのような使い道の、内容が復活したんですかね。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 先ほども、どなたかの質問にお答えしましたけれども、ディステーションキャンペーンやオリンピック等ありますので、そういった事務が煩雑になりますから、今までのカットした状況では難しいだろうということで、人材育成も含めて、今までの状態に戻したということで、別に増額したわけではございませんので、ご理解をお願いします。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6番、加藤勇君。

6番（加藤 勇君） 10ページ、消防費の4の防災対策費、実はこの、予算計上はないわけですけれども、あえてお聞きしたいと思って質問をさせていただきます。といたしますのは、

第3分団の詰所が新築された時に私たち、現場視察をさせていただいたわけですが、冷暖房施設がない建物でした。なんでこんなつくりかたをしたのかというような、まあ、たいへん疑問を持ったわけです。町長も、消防団員でやられておりましたし、消防団の活躍する日が、例えば、その日だけでなく、2日、3日続くことも当然、これからあるわけですので、早急に予備費を使ってでも、その施設はつくるべきだと私思うわけですが、そのへんに回答ができるものであればお願いしたいと思います。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 議員のご指摘のように、現状を私理解しておりますし、なぜ、2分団にあんなに立派なものがついて、3分団にないのだというご意見もいただいておりますので、予備費を使って整備をさせていただきました。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第31号 平成29年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋敬治君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と
します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記のものを入権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項
の規定により、議会の意見を求める。

記

住所 西伊豆町安良里 693 番地の1

氏名 影山やえみ

生年月日 昭和25年8月20日生

平成29年6月6日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由といたしましては、鈴木絹子さんが、平成29年9月30日に任期満了になるため、
推薦をしたいものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、委員の候補者として適任であると認めることに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、諮問第 1 号は適任と認めることに決定しました。

同意第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 10、同意第 17 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 同意第 17 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記のことを西伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 西伊豆町宇久須 1416 番地

氏名 鈴木せつ子

生年月日 昭和 36 年 5 月 31 日

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由といたしましては、内田廣角氏が、平成 29 年 6 月 30 日をもって退任するためでございます。よろしくお願いたします。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 17 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 17 号は原案に同意することに決定しました。

同意第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 11、同意第 18 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 同意第 18 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記のを西伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 西伊豆町田子 1009 番地の 12

氏名 片岡^{のぶまさ}圓正

生年月日 昭和 18 年 4 月 10 日

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

提案理由といたしましては、平成 29 年 6 月 30 日をもって任期満了のため、再任したいものです。よろしくお願いいいたします。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 18 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 18 号は原案に同意することに決定しました。

同意第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 12、同意第 19 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 同意第 19 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記のものを西伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 西伊豆町中 557 番地

氏名 須田 昇

生年月日 昭和 26 年 8 月 30 日

平成 29 年 6 月 6 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由といたしましては、石井律雄氏が平成 29 年 6 月 30 日をもって退任するためでございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 19 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意すること

に賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員でございます。

よって、同意第 19 号は原案に同意することに決定しました。

発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 13、発議第 2 号 西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

お諮りします。

発議第 2 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号は、提案理由の説明及び朗読を省略することに決定しました。

なお、本案は全員が賛成者でありますので、質疑・討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号は、質疑・討論を省略し、採決します。

議長（高橋敬治君） これより、本案を採決します。

発議第 2 号、西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 14、発議第 3 号 西伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

お諮りします。

発議第 3 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号は、提案理由の説明及び朗読を省略することに決定しました。

なお、本案は全員が賛成者でありますので、質疑・討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号は、質疑・討論を省略し、採決します。

議長（高橋敬治君） これより、本案を採決します。

発議第 3 号 西伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号は、原案のとおり可決されました。

議員派遣について

議長（高橋敬治君） 日程第 15、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配布した資料のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（高橋敬治君） 日程第 16、常任委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（高橋敬治君） 日程第 17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

議長（高橋敬治君） お諮りします。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 29 年第 2 回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 39 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員